

## 議案第 37 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

## 専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和38年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（同法第442条第2号の種別割をいう。以下「種別割」という。）」を削る。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条中「種別割の」を「軽自動車税の」に改め、「（種別割）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。